

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 小沼 巧君

問1（対大臣）特定受託事業者の妊娠、出産、育児介護等との両立への配慮について、特定受託事業者が特定業務委託事業者に対して配慮を申し出た場合に、特定業務委託事業者から契約解除等の不利益を取り扱いを受けることが無いようになることが必要。今後、法施行に際しては、不利益取り扱いをしてはならない旨を明確化すべきではないか、見解如何。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

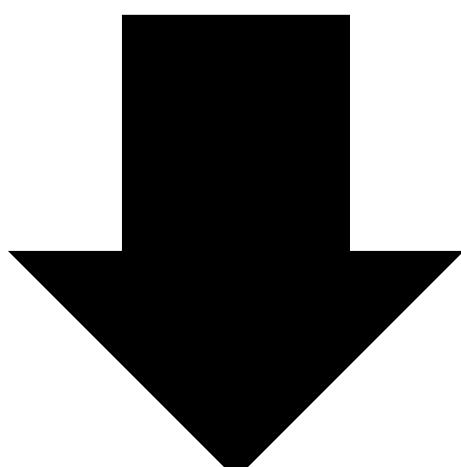
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 本法案では、発注事業者は、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、フリーランスからの申出に応じて必要な配慮を行うことが求められる。
2. 具体的には、フリーランスの申出を受けて、就業時間を短縮するなど、フリーランスの希望を踏まえた契約内容の変更等を行うことが考えられる。



3. 一方、申出があったことだけを理由として、フリーランスにとって望ましくない行為（注）が行われることも想定されることから、そういった取り扱いがなされることがないよう、厚生労働大臣の定める指針等において、望ましくない取り扱い等の明確化を図っていくことにしたいと考えている。

（注）例えば、育児介護等が必要となったフリーランスにおいて、業務遂行能力が変わらず、当初の契約も十分に履行できることが見込まれる中、発注事業者がフリーランスとの協議なく、そのことのみを事由として、一方的に契約解除が行われるなど

4. 今後、関係者の意見を聴きつつ、取引の実態を踏まえながら指針の内容を検討するとともに、丁寧な周知を図ることで、個々のフリーランスの希望や業務の内容等に応じ、当事者間で柔軟な配慮が講じられるよう取り組んでいきたい。

5. なお、事業者間取引については、取引自由の原則の下、取引内容そのものへの行政の介入は最小限にとどめるべきとの観点（注）から、本法案においては、特定受託事業者が申出を行った場合の不利益取扱いを禁止することとはしていない。

（注）不利益取扱いの禁止については、このほか、申出に応じた取引条件の変更の幅を狭め、特定業務委託事業者の負担や「発注控え」につながるおそれがあること等の課題が考えられる。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。

2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

(申出等)

第十七条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

3 第六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 小沼 巧君

問2（対大臣）特定受託事業者の育児介護等との両立への配慮について、特定受託事業者が申し出た場合には、特定業務委託事業者は必要な配慮を「しなければならない」又は「努めなければならない」ととされており、その旨を特定業務委託事業者に対し周知徹底することが必要と思うが、見解如何。

1. (先ほども申し上げたとおり) 本法案では、発注事業者に対し、フリーランスからの申出に応じ、育児介護等と業務を両立できるよう必要な配慮をしなければならないこととしている。

なお、取引が一定期間以上に及ぶ継続的業務委託（注1）については配慮義務、それ以外の業務委託については配慮の努力義務としている。

(注1) 育児介護等の配慮義務に係る継続的業務委託の期間は、1年以上を想定している。

2. 個人として働くフリーランスにとって、育児介護等と業務の両立は重要な課題。

育児介護等の配慮義務を実効的なものとするためには、議員ご指摘のとおり、発注事業者に、この規定の趣旨・内容をご理解いただき、適切な対応が行われるようにすることが重要であると考えている。

3. このため、育児介護等の配慮として発注事業者に求められる対応の具体例等について、厚生労働大臣の定める指針等においてお示しするとともに、説明会の開催、パンフレットの配布、関係省庁のウェブサイトへの掲載、関係団体を通じた周知など、様々な方法で、周知徹底を図ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 ■■■■■ (内線：■■■) 携帯 ■■■■■

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

- 第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。
- 2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 小沼 巧君

問3（対大臣）特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る必要な体制整備等の措置について、単に相談を聞いておしまいではなく、具体的な解決につながることが重要。特定業務委託事業者において必要な措置が適切かつ十分に講じられるよう、講じるべき具体的な措置の内容について、第15条に基づく指針等において関係者の意見を丁寧に聞きながら明確化していくことが必要ではないか、見解如何。

【注】

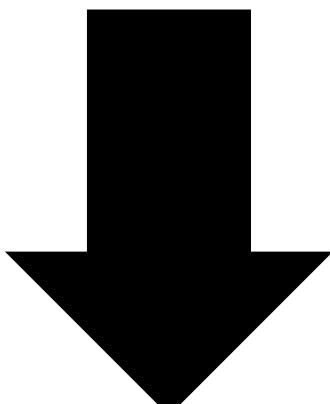
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 法第15条の厚生労働大臣が定める指針においては、ハラスメント対策のため、発注事業者が講じるべき措置として、

- ① ハラスメント行為を行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に対してその方針を周知・啓発すること、
  - ② ハラスメント行為を受けた者からの相談に適切に対応するためには必要な体制の整備、
  - ③ ハラスメント行為が発生した場合の事後の迅速かつ適切な対応
- などを定めることを想定している。



## 2. 今後、厚生労働省において、

- ・ フリーランス取引の実態を踏まえた検討を行う観点から、フリーランス関係団体や労使団体等に参画いただく検討の場を設け、幅広くご意見を伺いながら検討し、
- ・ 発注事業者が講すべきハラスメント対策の具体例（注）もお示しするなど、実効的なハラスメント対策が講じられるよう取り組んでいく。

(注) 従業員に対する周知・啓発の例

- ・ 社内報、パンフレットの配布
- ・ 従業員に対する研修・講習の実施 等

相談窓口の例

- ・ 相談担当者を定めること
- ・ 外部の機関に相談への対応を委託すること 等

## 3. さらに、指針について、丁寧な周知を図り、発注事業者が適切に対策を講じ、フリーランスがハラスメント被害を受けることなく安心して働くことのできる環境の整備に努めてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講すべき措置等)

第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し当該業務委託に関して行われる次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者（その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人）に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
  - 二 特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動によりその者の就業環境を害すること。
  - 三 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が前項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その者（その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人）に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(指針)

第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

(対政府参考人)

4月25日 参・内閣委 小沼 巧君

問4(対政府参考人) フリーランス・トラブル110番について、今回の法案に関する相談も含めて適切に対応できるよう、相談体制の強化を図るとともに、更なる周知・広報が必要ではないか、見解如何。

【注】

1. フリーランス・トラブル110番は、フリーランスの方が、発注者等との取引上のトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口として、令和2年11月に設置したものであり、これまでに1万件を超える相談に丁寧に対応してきた。

2. 令和5年度予算(注1)では、相談件数の増加を踏まえ、相談対応弁護士の増員や弁護士の事務サポートを行う事務職員の増員等、相談体制の拡充を行っている。

(注1) 予算額(厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁計)：1.4億円(令和4年度：1.0億円)

3. 本法案が成立した場合、フリーランス・トラブル110番は、一層、重要な役割を果たすものと考えており、本法案に関する相談にも十分対応し、実効性のある解決につながるよう、

- ・ 法施行に向けた相談体制の整備を図る(注2)とともに、
- ・ 様々な機会を捉えて周知・啓発を行うことで、多くの方にご利用いただけるよう取り組んでまいりたい。

(注2) 法施行後の相談件数の増加に対応できるよう、相談対応弁護士や弁護士のサポートを行う事務職員の増員等を検討。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取  
引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

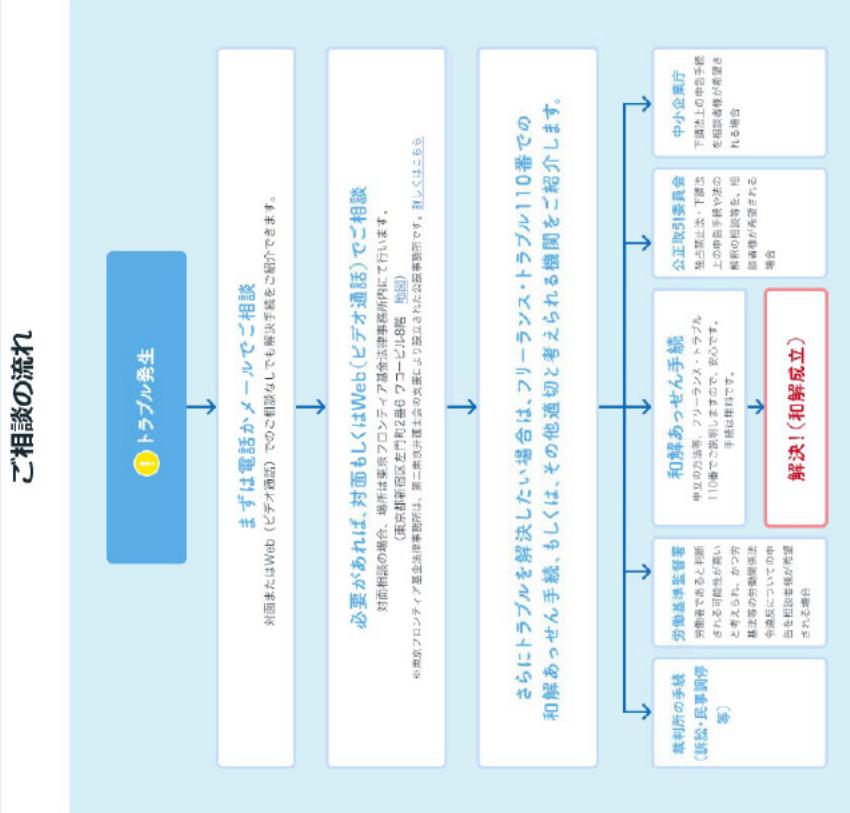
# フリーランス・トラブル110番（令和2年11月設置）

フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省で連携して、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）を設置。



（スタイルリスト・習い事講師・データ入力・フォトグラファー・エンジニアなど）

ご相談の流れ



## 拡充

# フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業（厚生労働省、公正取引委員会、中小企業庁）

令和5年度当初予算額 143百万円（104百万円）※0内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- フリーランスとして働く方が安心して動ける環境を整備するため、関係省庁と連携し、成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- 相談窓口におけるフリーランスからの相談件数が増加傾向にあることから、相談窓口の体制拡充やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な紛争解決の援助を行い、フリーランスとして働く方が安心して動ける環境整備を図る。

## 2 事業の概要・スキーム等

### 【事業の概要】

- フリーランスから、発注者等との間のトラブル等についての相談を受けるなど、紛争解決の援助を行つ。  
弁護士による電話・メール相談の対応及び一般的な法律の説明だけでは解決できない場合の個別相談対応  
弁護士による発注者等に対する助言の実施  
和解あつせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あつせんの実施  
「フリーランスが安心して動ける環境を整備するためのガイドライン」の周知  
【事業の拡充点】
  - 相談及び和解あつせんに対応する弁護士、事務補助員増員
  - 弁護士による発注者等に対する助言の実施【新規】

### 【事業の流れ】



## 3 実施主体

民間事業者等（委託事業）

## 4 事業実績

- ・令和3年度相談件数：4,072件
- ・和解あつせん受付件数：134件

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 小沼 巧君

問5(対大臣). 契約で定める委託費／報酬額について、物価高等の状況を勘案した運用をすべきと考えるが、大臣の見解如何。

【注1】

[REDACTED]

【注2】

[REDACTED]

1. 本法案では、発注事業者が委託費や報酬額について、通常支払われる対価に比して著しく低い報酬の額を不當に定めることは、「買いたたき（法第5条第1項第4号）」に該当し、違反となる。
2. このため、例えば、現下の物価高の状況において、発注事業者がフリーランスとの間でコスト増について十分に協議をせず、一方的に、従来の額に据え置いたり、著しく低い対価と認められるような値上げ幅にとどめるような場合には、「買いたたき」として問題となり得る。



3. このように、物価高等に伴うコスト増について、フリーランスと十分な協議を行うことなく、一方的に低い報酬額を定める場合などは、買いたたきとして問題となり得るが、買いたたきに関する考え方をガイドラインなどで明らかにし、関係者に周知することにより、発注事業者とフリーランスの間の協議を促していくこととしたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

**(参考) 本法案第5条第1項第4号**

**第5条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第2条第3項第2号に該当する業務委託をした場合にあっては、第1号及び第3号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。**

**一～三 略**

**四 特定受託事業者の給付の内容と同種または類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。**

**五 略**

**2 略**

(対政府参考人)

4月25日 参・内閣委 小沼 巧君

問6(対政府参考人)。(参考人質疑を踏まえて)本法案の施行後は、その運用実態に関し、特定受託事業者側も対象に含めた、正確かつ詳細な実態調査を行うべきではないか。

また、調査を受けて、指針／ガイドラインを作成するのであれば、それによってフリーランスが適切に保護されるべきではないか。

これらの点につき、政府参考人の見解如何。

【注】

1. フリーランスについては、多種多様な業態において取引が行われていると考えられることから、本法案が成立した場合には、まずは、フリーランスに係る取引の状況等の実態調査を通じ、業種別の課題等の把握に努めることとしたい。
2. また、本法案の成立以降、本法案についての解釈を明確にするためのガイドライン等を定める場合には、フリーランスに係る取引の実態調査の結果を含め、様々な業種の取引実態を踏まえつつ、フリーランスあるいは発注事業者の双方の関係者の意見をよく確認して、しっかりと検討し、適切に見直しを行ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 小沼 巧君

問7（対大臣）。「業務委託をした場合は、直ちに」だけでなく、契約締結時にも給付内容・報酬額等を書面等で明示すべきではないか、見解如何。

【注】

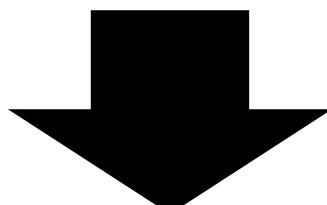
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 本法案第3条では、発注事業者がフリーランスに業務委託をした場合に、給付の内容、報酬の額などの取引条件の明示を義務付けている。
2. ここでいう「業務委託をした場合」とは、発注事業者とフリーランスとの間で、業務委託についての合意、すなわち、契約が成立していることが前提となる。
3. そのため、本法案第3条の取引条件の明示を義務付けることによって、
  - ・ 業務委託契約の内容を明確にさせて後々のトラブルを未然に防止することができること、
  - ・ また、取引上のトラブルが生じたとしても業務委託契約の内容についての証拠として活用できることから、フリーランスに係る取引適正化等を十分に図ることができるものと考えており、契約締結時の条件明示までは義務付けていない。



## 【更に、契約締結時の条件明示を求められた場合】

4. 事業者取引における契約自由の原則の観点から、事業者取引に対する行政の介入は最小限にとどめるべきであることにも留意が必要。
5. 御指摘のように、契約締結時において書面等で給付内容・報酬額等といった取引条件の明示を義務付けた場合、契約直後の書面等の交付とあわせて、極めて近接した2つの時点での書面等での条件明示を義務付けることとなる。
6. さらに、この場合、
  - 契約直後の書面等の交付のみを義務付ける下請代金法と取扱いが異なることとなり、発注事業者において実務上の混乱が生じるとともに、
  - 契約締結時の条件明示が特に小規模な発注事業者にとって負担となり、フリーランスへの「発注控え」につながるおそれもある  
と考える。
7. こうした点を踏まえ、本法案においては、契約締結時の書面等での条件明示は盛り込まないこととしたものであり、まずは、募集情報の的確表示や、業務委託契約直後の書面等による取引条件の明示の遵守・定着を図っていく。

**更問．契約締結時の給付内容・報酬額等の書面等による明示義務について、今回の法案で義務付けられないとしても、施行後3年を目途とした見直しの際に、問題となる事例や実態を把握し、義務化すべきとの意見について考慮・検討すべきではないか、見解如何。**

まずは、本法案を適切に執行することにより、フリーランスに関する取引の適正化を図ることとしたい。そのうえで、本法案附則の「検討規定」に基づき、フリーランスに係る取引の実態把握に努めるともに、ご指摘の契約締結時の契約内容等の明示義務も含め、幅広く関係者の意見を確認していくことにより、施行後3年を目途に検討してまいりたい。

(参考) 4月21日参・本会議 高木かおり議員への後藤大臣答弁(議事録(未定稿)抜粋)

施行後3年をめどとした見直しの対応方針についてお尋ねがありました。

本法案については、法案附則の検討規定に基づき、法施行後の特定受託事業者をめぐる取引情勢の分析や、様々な業種における課題の把握などに努めるほか、幅広く関係者の意見を確認していくことにより、施行後3年をめどにしっかりと検討してまいります。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### 第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

### 第三章 特定受託業務従事者の就業環境の整備

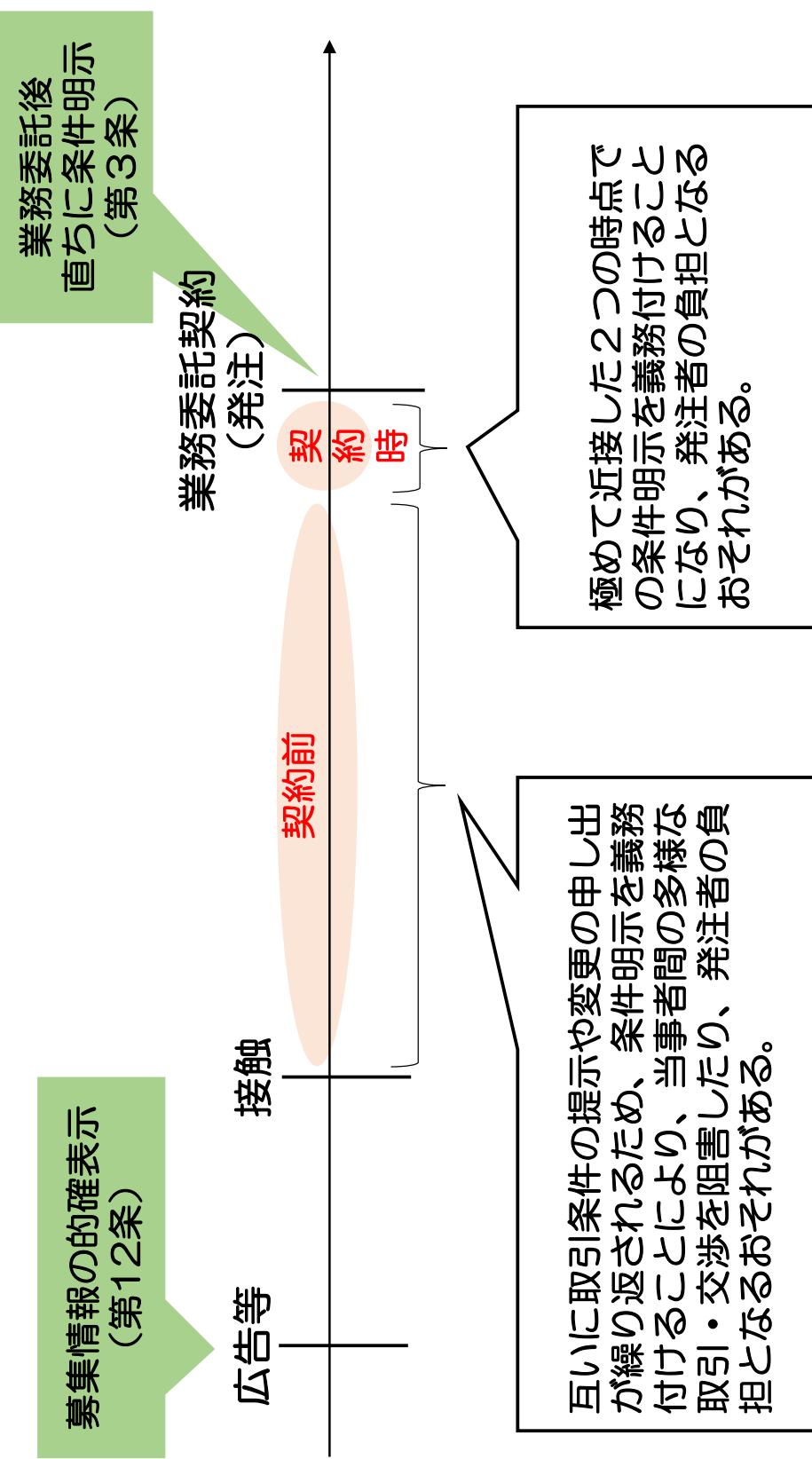
(募集情報の的確な表示)

第十二条 特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（次項において「広告等」という。）により、その行う業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報（業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2 特定業務委託事業者は、広告等により前項の情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

## 業務委託前の取引条件の明示義務について

### (参考2) 業務委託前の取引条件の明示義務について



(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 小沼 巧君

問8(対大臣) 業界・業種ごとの標準契約書の作成・普及をすべきではないか、見解如何

【注】

1. フリーランスの取引については、令和3年に作成・公表した「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」において、問題が生じやすい事項の未然防止を目的として、業種横断的な契約書のひな型例を提示している。
2. また、(参考人ご指摘の) 文化庁の「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」においては、それまで文化芸術分野において契約の書面化が進んでこなかったこと等を背景として、スタッフ業務や実演家の出演に関する契約書のひな型例が提示されていることは承知している。
3. 業界・業種ごとの標準契約書の作成・普及に関しては、まずは、本法案が成立した場合に、その施行の状況等を分析し、業種別の課題等の把握に努めることとしたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

# (参考1)「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」に基づく契約書のひな形例

<別添>本ガイドラインに基づく契約書のひな型例について

## 契約書

甲及び乙は、甲が乙に対し、以下の業務を依頼するにあたり、次のとおり契約を締結する。

### 1. 発注内容 ※1

(1) XXXXX

※2 知的財産権が発注内容に含まれる場合

(2) 規格・仕様

※3

別に資料あり ( )

(3) 納入方法・納入場所 ※4

( )

### 2. 納期等

(1) 納期 XX年XX月XX日 ※5

(2) 検査完了日 XX年XX月XX日

### 3. 報酬の額

・金〇〇〇円（消費税等別） ※6

※ 諸経費は、甲の負担とする。

※ 中途で終了した場合でも、実施割合・機能に相当する報酬を支払う。

### 4. 支払期日 ※7

一括払い

本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / XX年XX月XX日

分割払い

① 対価の \_\_\_ % 契約締結日の属する月の翌月末日 / XX年XX月XX日

② 対価の \_\_\_ % XX年XX月XX日

③ 残額 本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / XX年XX月XX日

### 5. 支払方法

乙が指定する金融機関口座に振り込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

### 6. その他特記事項

XXXX年XX月XX日

甲 東京都千代田区XXX1-2-3

乙 東京都千代田区XXX4-5-6

○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

△△ △△

## 契約書（サンプル）

甲及び乙は、甲が乙に対し、以下の業務を依頼するにあたり、次のとおり契約を締結する。

### 1. 発注内容

(1) ~~・雑誌「YYYY」に掲載する \*\*\*に関するコラムのための原稿の執筆~~

(2) **規格・仕様**

~~掲載媒体：雑誌「YYYY」~~

~~分量：3,000字以上5,000字以内~~

~~タイトル：15字以内~~

~~修正指示：2回まで（1回あたり金1,000円（消費税等除く））~~

別に資料あり（「執筆要項」（2020年6月改定版のもの））

(3) **納入方法**

~~納品形式：.wordファイル形式~~

~~納品方法：甲が指定する電子メールアドレスに添付し送信する方法による~~

### 2. 納期等

(1) **納期** 2021年2月28日

~~（第1回〆切：2020年12月31日、第2回〆切：2021年1月31日）~~

(2) **検査完了日** 2021年3月15日

### 3. 報酬の額

~~・金 50,000円（消費税等別）~~

~~・著作権を甲に譲渡する場合は、著作権に関する対価として、別途金15,000円~~

~~※ 諸経費は、甲の負担とする。~~

~~※ 中途で終了した場合でも、実施割合機能に相当する報酬を支払う。~~

### 4. 支払期日

**一括払い**

~~本業務の遂行が完了した月の翌月末日~~ / 2021年3月31日

**分割払い**

① 対価の \_\_\_\_ % 契約締結日の属する月の翌月末日 / XX年XX月XX日

② 対価の \_\_\_\_ % XX年XX月XX日

③ 残額 本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / XX年XX月XX日

### 5. 支払方法

乙が指定する金融機関口座に振り込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

### 6. その他特記事項

2020年12月1日

甲 東京都千代田区XXX1-2-3  
○○出版株式会社

代表取締役 ○○ ○○

乙 東京都千代田区XXX4-5-6  
△△ △△

### ※1 発注の内容・規格について

- ・委託された業務の内容は様々。
- ・発注の内容には、注文品や作業の内容が十分理解できるよう、できる限り具体的に記載する。以下一例として挙げる。

### 例1：製造加工

(1) PS-I の製作

(2) 規格・仕様

型式 : PS-I

数量 : 1

製品番号 : 570863-2

別に資料あり ( 図面番号 IE-PS-122102、検査事項表 )

(3) 納入方法

(〇〇〇株式会社 東京営業所 (東京都 XXXXX-2-3) 3号舎)

### 例2：原稿作成

(1) 発注内容

- ・甲が運営するWEBメディアXXに掲載する〇〇に関する原稿の作成
- ・前号に伴う取材、写真撮影、画像データの提供、その他付帯する業務

(2) 規格・仕様

使用媒体 : WEB メディア XX

分量 : ・キヤッコピー 1本 (XX字以内)

・小見出し2本 (各XX字以内)

・本文 (3,000字以上5,000字以内)

納品形式 : .word ファイル形式

納品方法 : 甲が指定する電子メールアドレスに添付する方法による

修正指示 : ○回まで (1回あたり金〇〇円 (消費税等除く))

### 例3：イラストの作成

(1) 発注内容

- ・甲が提供するXXソーシャルゲームに利用するイラストの作成

(2) 規格・仕様

使用媒体 : XXX のポスター (〇〇枚掲出)、WEBサイト「XXX」への掲載

数量 :

納品形式 : .psd ファイル形式 (〇〇dpi)

ラフスケッチ (下書き) 提出後のリティク : ○回まで (1回あたり金〇〇円 (消費税等除く))

(3) 納品方法

ラフスケッチを確認の上、本制作に取り掛かる。納品は、本目的物のデータが記録されたCD-ROMを郵送する方法による

#### 例4：カメラ撮影

##### (1) 発注内容

甲が発行する雑誌 ZZZ の表紙に掲載する写真の撮影

##### (2) 規格・仕様

使用媒体：ZZZ パンフレットの表紙として掲載（○部発行）

数量：枚

納品方法：ネガフィルムを持参する方法による

レタッチ（有り・無し）

#### 例5：コンサルタント

##### (1) 発注内容

XXXに関する助言・指導

##### (2) 規格・仕様

・電子メール又は電話による XXXに関する指導・助言（月○時間まで）

（上記時間を超える場合は、1時間あたり XXX 円（端数切り上げ。消費税等除く））

・XXXに関する知識・技術・ノウハウの提供のための研修の実施（月○回）

（上記回数を超える場合は、1回あたり XXX 円（消費税等除く））

#### 例6：絵コンテ・レイアウト・原画・動画等

作品名・話数	第　　話		
発注日	年　月　日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：S D・H D・4 K その他の品質（　　）		
委託業務	絵コンテ・レイアウト・原画・動画・背景制作 その他（　　）		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
提供材料	年　月　日	提供日	年　月　日
受領（納品）予定日	年　月　日	受領（納品）場所	発注者の住所・その他（　　）
検査完了予定日	年　月 受領（納品日）より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、今朝者を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、（書類名）を補助書面として発行し、通知します。

単価	・円（消費税等別） ・別紙単価表（　年　月　日発行）による		
発注数量	（　エピソード・カット・秒・枚・時間／人）	支払い予定金額・算出方法	円（消費税等除く） ●●×●●
支払期日	日締め い	日払	支払い方法 現金・手形・（その他）

## ※2 発注内容に知的財産権が含まれる場合

- ・知的財産権が発注内容に含まれ、これを譲渡し又は許諾する場合には、譲渡する権利の範囲、許諾する範囲を記載する必要がある。

### 例1 譲渡する場合

- 著作者人格権の不行使は合意していない場合  
「発注の作成過程において発生する XXX に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利も含む。）については、発注内容に含み、貴社に譲渡します。」
- 著作者人格権の不行使を合意している場合  
「発注の作成過程において発生する XXX に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利も含む。）については、発注内容に含み、貴社に譲渡します。また、XXX に関して、著作者人格権を貴社に対して行使しないものとします。」

### 例2 許諾する場合

- ：パンフレット等に、本業務の成果であるコラムやイラストを掲載する場合  
以下の範囲に限り、納品物の利用を認めます。  
目的 : 印刷物の掲出  
印刷物の名称 : XXX  
掲出期間 : XX 年 XX 月 XX 日から YY 年 YY 月 YY 日まで  
印刷部数 : XXXX
- ：WEB サイトに、本業務の成果である写真や文章を掲載する場合  
以下の範囲に限り、納品物の利用を認めます。  
目的 : 甲が運営する WEB サイトへの掲載  
WEB サイトの名称 : XXXX  
URL : https://...  
掲載期間 : XX 年 XX 月 XX 日から YY 年 YY 月 YY 日まで

## ※3 規格・仕様について

- 別に内容を詳細に記載した書面を交付している場合には、その旨を記載する。  
例：〇年〇月〇日付「型式 DLSS に関する仕様書」

- 納品時のチェック項目リストがある場合には、その旨を記載する。

## ※4 納入方法・納入場所

### 1. 記載例

#### 例1

甲の指定するウェブサーバー (<https://www.XXXX.com/YY/>) に PSD 形式でアッ

プロードすることによる

例2

電磁的記録媒体に doc 形式で記録し、当該電磁的記録媒体を、甲の本社 XX 課  
へ持参することによる

例3

AI データで、甲の指定する電子メールアドレス (ABC@YYY.ne.jp) に添付する  
方法による

2. 下請代金支払遅延等防止法の適用のある取引の場合、納入場所も記載する必要がある。

たとえば、例①の場合、指定するウェブサーバーの場所（ここでは、  
<https://www.XXXX.com/YY/>）の記載が、また、例②の場合には、具体的に持参する場  
所（ここでは、甲の本社 XX 課）の記載が必要となる。例③の場合には、電子メール  
アドレス（ここでは、ABC@YYY.ne.jp）を記載すれば足りる。

もっとも、商品のサポートサービス業務のように、委託内容から場所の特定が不可  
能な役務を委託する場合には、場所の記載をする必要はない。

※5 納期について

- 役務を提供する場合で、1日だけでなく、相当期間に渡って提供するときには、  
「委託期間 ○○年○○月○○日から○○年△△月△△日」  
のように、役務を提供する期間を具体的に記入する。

※6 報酬の額について

- (1) 単価表に従い、要した分だけ請求できるとする考えられる。

例1：

	作業内容	単価（1時間あたり）
1	作業 A	○○円（消費税等除く）
2	作業 B	○○円（消費税等除く）
3	作業 C	○○円（消費税等除く）

例2：

	担当者	単価（1時間あたり）
1	専門研究員 A	○○円（消費税等除く）
2	専門研究員 B	○○円（消費税等除く）
3	研究員補佐 C	○○円（消費税等除く）

例3：1字あたり○○円（消費税等除く）

- (2) 知的財産権が発注内容に含まれる場合で、これを譲渡するときは、報酬には、作  
業の対価のほか、著作権に関する対価も含めること。

例 1—1：報酬に含まれるとする場合

金〇〇円（うち、著作権に関する対価〇〇円）

（※いずれも消費税等を除く）

例 1—2：報酬に含まれるとする場合

金〇〇円（著作権に関する対価を含む）（消費税等除く）

例 2：報酬とは別に対価を要する場合

報酬 : 〇〇円（消費税等除く）

著作権に関する対価 : 〇〇円（消費税等除く）

(3) 知的財産権が発注内容に含まれる場合で、これの利用を許諾するときは、報酬には、作業の対価のほか、許諾の対価も含めること。

例 1：

報酬 : 〇〇円（消費税等除く）

許諾の対価（〇年〇月〇日～〇年〇月〇日までの利用）

：〇〇円（消費税等除く）

例 2：

報酬 : 〇〇円（消費税等除く）

（〇年〇月〇日～〇年〇月〇日までの利用許諾の対価を含む）

#### ※7 支払期日について

- 下請代金支払遅延等防止法が適用される取引の場合は、役務等を提供した日から 60 日を超えて支払期日を設定した場合違反になる点に注意すること。

## (参考2)「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」

### に基づく契約書のひな形例

#### スタッフ業務（1頁目抜粋）

別添

#### スタッフの制作や技術等に関する契約書のひな型例及び解説

○このひな型例及び解説は、発注者（公演、番組、映画等の創作者や主催者である事業者等）と個人で活動するスタッフ（公演、番組、映画等の制作、演出・文芸、技術等に携わる者）との間の制作や技術等に関する業務委託契約に関するものです。

○文化芸術分野における取引の適正化等の観点から契約に必要な基本的事項を盛り込んでいる参考例です。文化芸術分野の取引は、分野、職種、案件等により、業務内容や期間等が様々であることから、個々の状況に合わせてご活用下さい（例えば、発注者がスタッフに継続的に業務を依頼する場合に、共通する事項を「基本契約」、公演日、場所、報酬等の個別の事項を「個別契約」（発注書）として契約する等）。

○書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられます。少なくとも契約が成立したこと、業務内容や報酬等の基本的な事項に関する記録を書面により残しておくことが重要です。

○なお、フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口として、「フリーランス・トラブル110番」が設置されています。

ひな型例	解説
<p>(業務内容)</p> <p>第〇条</p> <p>1 (発注者)は、(スタッフ)に対し、次の〇〇〇〇に関する業務（以下「本業務」という。）を委託する。</p> <p>(1) 作品名（公演名、番組名、映画名等）：〇〇〇</p> <p>(2) 場所（会場、放送局等）：〇〇〇</p> <p>(3) 業務の内容及び期間</p> <p>【公演・撮影等】※本番 〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで 〇〇〇（具体的な業務の内容を記載）</p> <p>【稽古又はリハーサルがある場合】 稽古又はリハーサル開始日（時期） 【未定の事項がある場合】 〇〇〇（未定の事項及び未定の理由を記載）</p> <p>2 本業務のうち「未定」の事項については、概ね〇〇年〇月〇日頃までに（発注者）及び（スタッフ）が協議の上、決定し、（発注者）が（スタッフ）に対し書面で通知するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 業務内容について記載します。</li><li>● 業務内容は、発注者及びスタッフがお互いに依頼内容を理解し、具体的に何をするのかや業務に従事する期間等が明確になるようできる限り具体的に記載します。</li><li>● 業務の内容には、公演、映画撮影等の業務に加えて、稽古、リハーサル等の業務がある場合には、契約段階においてその時期を明確化しておく必要があります。</li><li>● 具体的な業務内容を明確にできないものがある場合には、その内容が明確にならない理由や内容が明確になると見込まれる予定期日にについて契約書に記載し、明確にすることができる段階で、発注者とスタッフが十分な協議をした上で、速やかに業務内容を明確にできるようにしておきます。具体的な業務内容を明確にできないものがある場合について、下請法では、発注時に下請事業者の給付の内容等が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとされていること、その場合には、親事業者は、当該事項を定められない理由、当該事項を定めることとなる予定期日を発注時の書面に記載しなければならないとされている趣旨を踏まえ、ひな型においても記載することを求めています。（未定の理由の記載例：「公演名、公演期間は決まっているが、業務の内容が具体的に決定していないため」等）</li><li>● 業務内容を特定するため必要に応じて、広告に関する契約の場合には、広告主名、その他の契約の場合には、放送局名、公演主催者名等を記載することも考えられます。</li><li>● 創作物を作り上げていく中で業務内容を変更する必要が生じることも想定されます。業務内容の変更が生じた場合には、発注者と受注者が協議し、合意した変更内容について発注者が書面で通知する必要があります。</li></ul>

# 実演家の出演（1頁目抜粋）

## 実演家の出演に関する契約書のひな型例及び解説

- このひな型例及び解説は、発注者（公演、番組、映画等の制作者や主催者である事業者等）と個人で活動する実演家（公演、番組、映画等に出演する者）との間の出演に関する業務委託契約に関するものです。
- 文化芸術分野における取引の適正化等の観点から契約に必要な基本的事項を盛り込んでいる参考例です。文化芸術分野の取引は、分野、職種、案件等により、業務内容や期間等が様々であることから、個々の状況に合わせてご活用下さい（例えば、発注者が実演家に継続的に業務を依頼する場合に、共通する事項を「基本契約」、公演日、場所、報酬等の個別の事項を「個別契約」（発注書）として契約する等）。
- 書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられます。少なくとも契約が成立したこと、業務内容や報酬等の基本的な事項に関する記録を書面により残しておくことが重要です。
- なお、フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口として、「フリーランス・トラブル110番」が設置されています。

ひな型例	解説
<p>(業務内容)</p> <p>第〇条</p> <p>1 (発注者)は、(実演家)に対し、次に定める出演に関する業務（以下「出演業務」という。）を委託する。</p> <p>(1) 作品名（公演名、番組名、映画名等）：〇〇〇</p> <p>(2) 場所（出演会場、放送局等）：〇〇〇</p> <p>(3) 業務の内容及び期間</p> <p>【公演・撮影等】※本番 〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで 〇〇〇（具体的な業務の内容を記載）</p> <p>【稽古又はリハーサルがある場合】 稽古又はリハーサル開始日（時期）</p> <p>【未定の事項がある場合】 〇〇〇（未定の事項及び未定の理由を記載）</p> <p>2 出演業務のうち「未定」の事項については、概ね〇〇年〇月〇日頃までに(発注者)及び(実演家)が協議の上、決定し、(発注者)が(実演家)に対し書面で通知するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 業務内容について記載します。</li><li>● 業務内容は、発注者及び実演家がお互いに依頼内容を理解し、具体的に何をするのかや業務に従事する期間等が明確になるようできる限り具体的に記載します。</li><li>● 業務の内容には、公演、映画撮影等の業務に加えて、稽古、リハーサル等の業務がある場合には、契約段階においてその時期を明確化しておく必要があります。</li><li>● 具体的な業務内容を明確にできないものがある場合には、その内容が明確にならない理由や内容が明確になると見込まれる予定期日にについて契約書に記載し、明確にすることができる段階で、発注者と実演家が十分な協議をした上で、速やかに業務内容を明確にできるようにしておきます。具体的な業務内容を明確にできないものがある場合について、下請法では、発注時に下請事業者の給付の内容等が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとされていること、その場合には、親事業者は、当該事項を定められない理由、当該事項を定めることとなる予定期日を発注時の書面に記載しなければならないとされている趣旨を踏まえ、ひな型においても記載することを求めていきます。（未定の理由の記載例：「公演名、公演期間は決まっているが、業務の内容が具体的に決定していないため」等）</li><li>● 業務内容を特定するため必要に応じて、広告に関する出演契約の場合には、広告主名、その他の出演契約の場合には、放送局名、公演主催者名等を記載することも考えられます。</li><li>● 創作物を作り上げていく中で業務内容を変更する必要が生じることも想定されます。業務内容の変更が生じた場合には、発注者と実演家が協議し、合意した変更内容について発注者が書面で通知する必要があります。</li></ul>